

平成二十一年七月三日受領  
答弁第六〇三号

内閣衆質一七一第六〇三号

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の文書（以下「文書」という。）を必要とすると考えられるか否かについて個別具体的な状況を踏まえて検討する必要があるため、外務省として一概にお答えすることは困難である。

三及び四について

御指摘の年度に新たに入省した職員のうち、御指摘の告知を受けている者はいない。

五について

御指摘の「『報告』の個別具体的な事情」は様々であるため、一概にお答えすることは困難である。

六について

文書についての外務省の考え方は先の答弁書（平成二十一年六月二十二日内閣衆質一七一第五三九号）

一及び三について述べたとおりであり、文書が「いい加減につくられた」との御指摘は、当たらないものと考ええる。

七から十までについて

記録が残されていないため、お答えすることは困難である。

十一から十六までについて

お尋ねについては、御指摘の時期から既に相当の年月が経過しており、外務省において保管している文書からは確認できず、お答えすることは困難である。